令和６年度社会福祉法人実地指導の結果

1. 実地指導の実施状況

　令和６年度の実地指導実施状況とそれに伴う主な指摘事項については次のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所轄法人数 | 実地指導実施法人数 | 文書指摘法人数 | 延べ文書指摘事項数 |
| １０法人 | ５法人 | ４法人 | ７件 |

1. 主な指摘事項数

　令和６年度の実地指導における文書指摘の主な具体的事例

|  |  |
| --- | --- |
| **①評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていない。**  **（社会福祉法第45条の9第10項(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項準用、厚生労働省指導監査ガイドラインⅠ-3-(2)-1）** | １法人 |
| 社会福祉法人の評議員会の招集については、理事会の決議により、評議員会の日時及び場所、評議員会の目的である事項がある場合は当該事項、評議員会の目的である事項に係る議案の概要について、招集通知に記載し、理事が評議員会の１週間前までに評議員に書面又は電磁的方法により通知しなければならない。 | |
| **②理事会の決議を要する事項について決議が行われていない。**  **（社会福祉法第45条の9第10項(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項準用、厚生労働省指導監査ガイドラインⅠ-6-(1)-2）** | １法人 |
| 社会福祉法人の理事（理事長）が評議員会を招集する場合は、①評議員会の日時及び場所②評議員会の目的である事項がある場合は当該事項③評議員会の目的である事項に係る議案の概要について、理事会で決議しなければならない。 | |
| **③欠席が継続している評議員がいる。**  **（社会福祉法第38条、厚生労働省指導監査ガイドラインⅠ-3-(1)-2）** | １法人 |
| 社会福祉法人と評議員は、委任に関する規定に従うとされている。よって、評議員は、評議員会に出席し、役員の選任・解任や、定款変更の承認等の社会福祉法人の基本的事項について決議する等、善管注意義務を果たさなければならない。 | |
| **④理事会への欠席が継続している監事がいる。**  **（社会福祉法第38条、厚生労働省指導監査ガイドラインⅠ-5-(2)-2）** | １法人 |
| 社会福祉法人と監事は、委任に関する規定に従うとされている。よって、監事は、理事会に出席し、理事会の議論を把握し、理事の職務の執行を監督する等、善管注意義務を果たさなければならない。 | |
| **⑤議事録が作成されていない理事会がある。**  **（社会福祉法第45条の14第6項、第7項、第45条の15第1項、厚生労働省指導監査ガイドラインⅠ-6-(2)-1）** | 1法人 |
| 社会福祉法人は、理事会の議事について、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、理事会の日から十年間、議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。 | |
| **⑥経理規程により定めている内容が実態と異なる。**  **（留意事項1-(4)、厚生労働省指導監査ガイドラインⅢ-3-(2)-1）** | 1法人 |
| 社会福祉法人は会計基準省令に基づく適正な会計処理のため、経理規程を定めなければならない。 | |
| **⑦寄付受領に際して適正な承認行為を行っていない。**  **（留意事項9、厚生労働省指導監査ガイドラインⅢ-3-(3)-3、社会福祉法人かやの実社経理規程第25条）** | 1法人 |
| 社会福祉法人が寄附金品を受け入れた場合には、会計責任者は、寄付者が作成した寄附申込書に基づき、寄附者、寄附金額及び寄附の目的を明らかにして統括会計責任者に報告するとともに、理事長又は理事長から権限移譲を受けた者の承認を受けなければならない。 | |

**・社会福祉法：**昭和26年法律第45号「社会福祉法」

**・一般法人法：**平成18年法律第48号「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」

**・厚生労働省指導監査ガイドライン：**平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」（令和2年9月11日一部改正）

**・留意事項：**平成28年3月31日雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」